

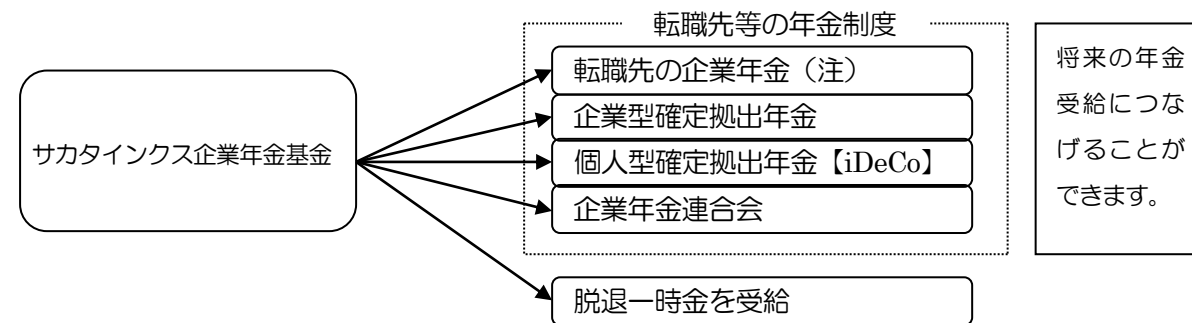
1. 年金通算制度

- 企業年金の「脱退一時金」を他の年金制度等に移換することで期間を通算し、将来の年金受給につなげることができます。
- サカタインクス企業年金基金の加入期間が 20 年未満の方や加入期間が 20 年以上 55 歳未満、加入者期間が 20 年未満 60 歳到達の方が対象となります。
- 転職先の年金制度に移換する時はご自身で手続きを行う必要があります。

2. 離転職時の選択肢

どの選択をされる場合でも、退職後すみやかに「中途脱退者 選択書（その 1）」を提出してください。

選択を保留された方は、期限までに「中途脱退者 選択書（その 2）」を提出してください。



（注）転職先の企業年金の規約に「脱退一時金」相当額を受け入れる定めがある場合に限りです。

3. 移換申出期限

退職日の翌日（資格喪失日）から起算して 1 年を経過する日までに、サカタインクス企業年金基金へ申し出て下さい。

※申出期限は原則として「中途脱退者 選択書」の当基金到着ベースです。

4. 申出期限を過ぎたら

申出期限を過ぎましたら、「脱退一時金」をお受け取りいただきますが、振込口座等のご連絡がない場合、規約により、企業年金連合会に移換いたします。

5. 脱退一時金の額と期間

「脱退一時金」の金額とその根拠となっている期間は、別紙「企業年金基金からの脱退一時金等についてのお知らせ」に記載しています。

6. 各制度の概要、手数料、連絡先及び手続き

(1) 転職先の企業年金、企業型確定拠出年金

- ・ 「脱退一時金」の移換の可否については転職先の事業主にお問い合わせください。
- ・ 移換する場合は「中途脱退者 選択書（その 1）」を当基金に提出してください。

(2) 国民年金基金連合会（個人型確定拠出年金 【iDeCo:イデコ】）

- ・ 加入者が自分で掛金を拠出する確定拠出年金制度です。
- ・ 70 歳未満の厚生年金被保険者の方（第 2 号被保険者）が加入することができます。
- ・ 移換する場合は、①運営管理機関を選択して、加入手続きを行い ②当該運営管理機関から移換申出書を入力して必要事項を記入し、当基金へ提出してください。

手続きが必要です

給付額	自身で選択した運用商品の運用実績により給付額が変動。
支給開始	60 歳（加入者資格喪失後）から 75 歳までの間で、ご自身で選択。
一時金	選択一時金、死亡一時金
事務費 （本人負担）	手続き手数料：2,777 円。（初回のみ） 毎月の費用：事務手数料 103 円。 運営管理機関手数料・信託報酬等。（各運営管理機関により費用は異なります。）
問合せ先	TEL03-5411-6129 ホームページ http://www.npfa.or.jp/401k/

(3) 企業年金連合会

- ・ 当基金から移換を受けた「脱退一時金」を元に企業年金連合会から以下の通算企業年金（保証付終身年金）が支給されます。
- ・ 移換する場合は、「中途脱退者 選択書（その 1）」を当基金に提出してください。

予定利率	45 歳未満：1.25%、45 歳以上 55 歳未満：1.00%、55 歳以上 65 歳未満：0.75%、65 歳以上：0.25%
支給開始	原則 65 歳。
保証期間	受取開始年齢から満 80 歳までの期間
一時金	選択一時金、死亡一時金
事務費 （本人負担）	脱退一時金から受換時に控除 定額事務費＋定率事務費（※上限 33,000 円） 1,100 円＋（上限 33,000 円）＝上限 34,100 円
問合せ先	TEL0570-02-2666 ホームページ http://www.pfa.or.jp/

7. 税関係

退職に伴い資格を喪失した方が「脱退一時金」の受給を選択する場合は、退職所得の取り扱いとなり、退職所得控除が適用されます。計算方法等詳細については最寄の税務署にご確認ください。

その他ご不明な点がございましたら、当基金までお問い合わせください。